

令和 7 年度 横手市立横手北中学校部活動運営方針

1 部活動の意義と方針の趣旨

(1) 部活動の意義・目標

- ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化芸術等に親しむことにより、生きる力の育成や豊かな学校生活を実現させる大きな意義と役割を担っている。
- イ 部活動は、生涯にわたってスポーツや文化芸術等に親しむ態度と継続する資質・能力を育むとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感等の涵養に資するなど、望ましい人間関係や社会的資質を培うために、大切な活動である。
- ウ 部活動は、学年や学級の枠を超えての交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い活動である。

(2) 部活動運営の基本方針

- ア 生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学校の教育活動の一環として、学校教育目標の実現を目指し、教育課程との関連が図られるようにする。
- イ 合理的で効率的・効果的な活動に向けて、学校全体で指導・運営に係る体制を構築し、安全・安心な環境を整備する。
- ウ 学校部活動の地域移行を見据え、地域と連携・協働して、生徒が継続してスポーツや文化芸術等に親しむことができる体制の整備を進める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

- ア 学校教育目標及び横手市教育委員会の「横手市立中学校部活動の在り方に関する方針」に則り、「横手市立横手北中学校部活動運営方針」を策定し、保護者や地域に周知する。
- イ 担当者による「部活動委員会」を設置し、部活動の在り方、生徒の心身の健康管理や安全確保、活動の見直し等について、必要に応じて確認、改善する。
- ウ 担当者に年間活動計画及び各月活動計画を休止日を明記して作成させ、関係者に通知する。
- エ 各部の担当者をできるだけ複数配置とすることで、負担軽減に努める。

(2) 担当者の取組

- ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって、学校の教育活動の一環として行われるものであることを理解し、教育課程との関連を図った運営に務める。
- イ 活動における安全確保や事故防止に努める。
- ウ 効率的・効果的な活動及び適切な休養日の設定に配慮するとともに、生徒や保護者との良好な関係づくりに努める。

3 運営の実際

(1) 入部・退部・転部の届出について

- ア 入部については、毎年度 4 月に保護者の承認を得た入部届を提出する。
- イ 退部や転部については、担当者及び学級担任が教育相談や三者面談等を行い、柔軟に対応していく。

(2) 計画の作成について

- ア 担当者は、年間の活動計画、各月活動計画を作成し、校長の了承を得た上で生徒及び保護者に周知する。

(3) 活動時間について

- ア 平日は、放課後 2 時間程度の活動とし、18 時 30 分には完全下校とする。ただし、5 校時限の場合は 17 時 30 分には完全下校とする。冬季スクールバス開始からは、放課後 1 時間半程度の活動とし、18 時には完全下校とする。
- イ 年間を通じて、休日の活動時間は 3 時間程度までとする。ただし、大会参加や練習試合についてはこの限りではなく、生徒の過度な負担にならないよう配慮する。
- ウ 朝の活動（朝練習）は行わない。

(4) 休養日について

- ア 平日は、週 1 日以上 of 休養日を設ける。原則として毎週月曜日を休養日とする。
- イ 週末は、少なくともどちらか 1 日を休養日とする。
- ウ 第 1、第 3 日曜日は、原則として休養日とする。
- エ 学校閉庁日は休養日とする。
- オ 土日に大会等で活動した場合には、次の週に代休養日をとる。

(5) 活動に関わる費用について

- ア 市からの大会派遣補助金、PTA会員による部活動振興費及び生徒会費の部活動費とし、各種大会やコンクール等に出場する際に運用する。その管理については主任主査が行う。
- イ 上記以外で、各部で活動する上で費用が必要な場合は、各部保護者会の話し合いにより詳細を決定する。

(6) 大会やコンクール等への参加について

- ア 校長及び担当者は、公式以外の大会やコンクール等について精選する。
- イ 公式以外の大会やコンクールへの参加は、校長の許可を得ることとする。
- ウ 校長は、大会参加の回数や休養日の設定、生徒や顧問の負担について判断し、参加の可否を判断する。

(7) 外部コーチについて

- ア 競技力向上のため、必要に応じて校長が外部コーチを認可する。
- イ 各部保護者会が要望する場合は、「外部コーチ承認申請書」を提出する。校長は提出された「外部コーチ承認申請書」の人物について十分に調査し、必要があれば面接等を行って登録承認の可否を判断する。
- ウ コーチは、部活動の意義や方針、生徒への指導の在り方、安全確保や事故防止、ハラスメントの根絶などについて深く理解し、教育的配慮をもって指導しなければならない。

4 生徒の安全確保・事故防止について

(1) 事故防止のマネジメント

- ア 担当者は、生徒の心身の健康管理、事故防止に十分に配慮し、専門的知見を有する保健体育科の担当教員や養護教諭等と連携・協力して適切な指導に努める。
- イ 校長及び担当者は、学校安全危機管理マニュアルを基に、緊急時には適切な対応に努める。

(2) 施設・設備・用具等の管理

- ア 校長及び担当者は、使用する施設・設備・用具等の安全性について事前に確認し、安全確保に十分留意して指導する。
- イ 担当者は、施設・設備・用具等の安全性に問題があるときには、直ちに活動を中止し、用具等の補修等を行うなど安全が確認できるまで活動は再開しない。また、速やかに管理職に報告する。

(3) 環境条件への対応

- ア 担当者は、気象等の環境条件について十分に配慮し、異変が予想されるときには活動の中止も含め、生徒の安全確保に努める。
- イ 熱中症による事故を防止するため、「横手市立小・中学校熱中症予防ガイドライン」を参考に、活動の実施について適切に判断するとともに、気象庁の「高温注意情報」及び環境省の「熱中症予防情報サイト」等の情報に留意し、気温や湿度などの環境条件に配慮した活動となるようにする。

5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

(1) 体罰・ハラスメントの防止

- ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、体罰及び人間性を損ねたり否定したりするような発言や行為等は許されないという認識を、校長、担当者、コーチ、生徒、保護者等の関係者が共有する。
- イ 担当者やコーチは、生徒や保護者等に対して、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに該当する発言や行為等がないよう留意して指導に当たることとし、校長はこれを監督する。

(2) 不祥事の防止

- ア 担当者は、指導に関係する者から金銭や物品等の提供を受けてはならない。
- イ 担当者は、金銭に直接触れる機会ができるだけないよう、学校の事務担当者や保護者による組織の代表との連携を十分にとる。

6 部活動の地域移行について

- ア 横手市の「部活動地域移行推進計画」を基に、必要に応じて校内の「部活動検討委員会」を設置し、地域移行に向けての検討を行う。
- イ 学校は、市内外の部活動地域移行状況の把握を含め必要な情報収集に努め、生徒・保護者・教職員への説明責任が果たせるよう準備を進める。